平成２２年（フ）第８０号
長野県諏訪郡下諏訪町4734番地12　金原方、前住所長野県茅野市玉川5772番地
債務者　福谷　俊道
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　雅顕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第８１号
長野県諏訪郡下諏訪町4734番地12　金原方、前住所長野県茅野市玉川5772番地
債務者　福谷惠美子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　雅顕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２４５号
奈良県磯城郡田原本町大字小阪300番地の７
債務者　坂本　理恵
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　朗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
長崎県西海市崎戸町本郷968番地
債務者　中村　正克
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　信隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４０６０号
大阪府八尾市黒谷２丁目89番地
債務者　島田鍍金工業所こと島田弘行こと　余慶植
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　拓也
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０６１号
大阪府八尾市黒谷２丁目89番地
債務者　島田映子こと　黄　　映子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　拓也
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７４号
岩手県陸前高田市米崎町字松峰50番地４　サンパティークＳ203号室
債務者　吉田　昌子（旧姓梅原）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第８７号
岩手県一関市花泉町涌津字新町26番地
債務者　佐々木利春
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第８８号
岩手県一関市花泉町涌津字新町26番地
債務者　佐々木梅子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４９２７号
大阪市中央区高津２丁目４番６号ニューシティレジデンス日本橋高津311、住民票上の住所大阪市中央区上本町西２丁目５番54号
債務者　清水　裕美
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０００号
大阪市生野区巽中１丁目18番30―302号
債務者　土屋　修之
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０３４号
大阪市大正区北村２丁目15番４号池田方
債務者　森下　幸治
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０４６号
大阪府高槻市牧田町５番14―106号
債務者　江藤　　均
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２１２号
大阪市西成区千本北２丁目15番13号
債務者　髙瀬　　弘
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２２６号
大阪市東淀川区豊新２丁目７番21―317号
債務者　金子　則子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２３０号
大阪市城東区天王田14番20号
債務者　森田昭子こと　孫　　玉礼
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８５号
千葉県八街市榎戸983番地１　３号室
債務者　米田　由香
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１８６号
千葉県八街市榎戸836番地１　ソフィアパレスＡ―101
債務者　石和田比炉司
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部